平成２４年（フ）第９０１２号
東京都江戸川区北葛西１丁目３―36　エクセルＮＯ．４―413
債務者　金木　和男（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４２号
横浜市港北区新横浜１丁目21番地９　ＦＩＳ港北寮216号室
債務者　小田嶌富士夫
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市児島味野２丁目２番85号　味野ビル201、旧住所岡山県倉敷市児島唐琴４丁目５番５号
債務者　小橋　峯子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２６号
横浜市瀬谷区相沢５丁目62番地28
債務者　間宮　文子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８２号
横浜市金沢区富岡東１丁目14番20号　石田方
債務者　熊倉　　晃
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
石川県七尾市飯川町い部46番地、住民票上の住所石川県金沢市神野町東120番地
債務者　長浦千佐代
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３７号
長野県小諸市南町３丁目３番２号　ハイツショーム12号
債務者　中村　正志
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２８８号
静岡県焼津市利右衛門2791番地の２　サンリバー大井Ａ―202
債務者　曾根　雅巳
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
静岡県焼津市中島721番地の４
債務者　曾根　廣治
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２３号
静岡市葵区南沼上３丁目４番10号
債務者　蒲沢　武志
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３６号
静岡市清水区下野北12番56号、旧住所静岡市駿河区丸子６丁目15番60号　イマジンビレッジ302号
債務者　風間　俊輝
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８５号
静岡市駿河区緑が丘町１番57―406号
債務者　大塚　朱美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７８８号
千葉県松戸市牧の原２―５　牧の原公団住宅１街区15棟102号
債務者　宇関　久明
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７８９号
千葉県松戸市牧の原２―５　牧の原公団住宅１街区15棟102号
債務者　宇関ふみ子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８６号
東京都東大和市向原４丁目28―３―102
債務者　佐々木新太郎
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部